

大型汎用電子計算機（汎用機）等の借入れに係る契約書（案）

- 1 賃貸借物件 大型汎用電子計算機（汎用機）等一式（別紙「賃借物件明細」のとおり）
- 2 賃貸借料 月額 【 落 札 金 額 】円
（うち、消費税及び地方消費税に相当する額 【落札金額の110分の10】円）
- 3 賃貸借期間 令和2年3月1日から令和4年2月28日までとする。
- 4 賃貸借物件の設置場所 奈良市登大路町30番地 奈良県情報管理棟マシン室（県庁情報管理棟2階）
- 5 契約保証金 契約条項第5条のとおり。

奈良県（以下「甲」という。）と【 落 札 者 名 】（以下「乙」という。）とは、大型汎用電子計算機（汎用機）等一式（以下「機器」という。）の賃貸借について、次のとおり契約を締結する。

本契約の証として本書2通を作成し、甲・乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

(甲) 住 所 奈良市登大路町30番地
氏 名 奈良県知事 荒 井 正 吾

(乙) 住 所 【落札者住所】
氏 名 【落札者氏名】

(賃貸借物件)

第1条 甲は、乙の所有に係る頭書1記載の物件を乙より賃借する。

(賃貸借料)

第2条 機器の賃貸借料は、頭書2記載のとおりとする。

- 2 賃貸借期間が1月に満たない場合、又は乙の責に帰すべき事由により甲が装置を使用することができなかった場合は、甲が乙に支払うべき賃貸借料金は、日割り計算によるものとする。
- 3 第1項に掲げる賃貸借料には、機器の調整等に係る経費、操作等の説明又は教育に要する経費及び機器の保守に要する経費並びに動産総合保険の加入に要する経費を含むものとする。

(賃貸借期間)

第3条 機器の賃貸借期間は、頭書3記載のとおりとする。

(賃貸借物件の設置場所)

第4条 機器は、頭書4記載の場所に設置するものとする。

(契約保証金)

第5条 契約保証金については、奈良県契約規則第19条の規定によるものとする。

(賃貸借料の請求と支払い)

第6条 乙は、賃貸借開始日の属する月の翌月以降毎月、前月分の賃貸借料を甲に請求し、甲は乙の請求があった日から30日以内にこれを支払うものとする。

(保険)

第7条 乙は物件について契約期間中継続して乙を被保険者とする動産総合保険契約を締結するものとし、その費用については、第2条第1項に掲げる賃貸借料に含まれるものとする。

- 2 甲は、動産総合保険約款に基づく保険事故が生じたときは、直ちに乙に通知しなければならない。

(危険負担)

第8条 納入前に物件に滅失毀損が生じた場合には、甲の責に帰すべき場合を除き、その滅失毀損は乙の負担とする。

- 2 納入後物件に滅失毀損が生じた場合には、乙の責に帰すべき場合を除き、その滅失毀損は甲の負担とする。

(瑕疵担保責任)

第9条 契約期間中、隠れた瑕疵により、物件の正常な運転及び操作ができないときは、乙の負担により、必要な補修及び交換を行うものとする。

(債権及び債務の相殺)

第10条 甲は、この契約により乙から甲に支払うべき債務が生じたときは、甲が乙に対して支払う賃貸借料と相殺することができる。ただし、乙の支払うべき債務が甲の支払うべき金額を超えるときは、乙は、その超過分について甲の指定する期限内に甲に納付しなければならない。

(履行不能の場合の措置)

第11条 乙は、その責に帰することができない事由により、契約の全部若しくはその一部を履行することができないときは、甲の承認を得て、当該部分についての義務を免れるものとし、甲は当該部分についての賃貸借料の支払い義務を免れるものとする。

(契約の解除)

第12条 甲及び乙は、相手方がこの契約に違反した場合は、相手方に催告を行ったのち、なお履行の意思がないと認められるときは、文書によりこの契約を解除することができる。

(暴力団排除にかかる契約の解除)

第13条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙の役員等（法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあつてはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

(2) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が乙の経営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) 乙の役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。

(4) 乙の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(5) 乙の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 乙が本契約に係る下請け契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請け契約等」という）に当たって、その相手方が第1号から第5号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(7) 乙が本契約に係る下請け契約等に当たって、第1号から第5号のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（第6号に該当する場合を除く。）で、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれらに従わなかったとき。

(8) 乙が本契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を甲に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

2 前項の規定により契約が解除された場合においては、乙は、契約金額の100分の10に相当する額を損害賠償金として甲の指定する期間内に納付しなければならない。

(予算の減額又は削除に係る契約の解除等)

第14条 甲は、翌年度以降の甲の歳入歳出予算において、乙に支払うべき賃貸借料が減額又は削除されたときは、契約を変更又は解除することができる。

2 甲が、前項の規定によりこの契約を変更又は解除したことにより、乙に損害を与えたときは、乙は、当該損害の賠償を請求することができる。

(権利義務の譲渡)

第15条 乙は、甲がこの契約により使用している物件に対し、債権その他の担保権を設定してはならない。

2 乙は、この契約によって生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、または継承させてはならない。ただし、予め書面による甲の承認を受けた場合はこの限りではない。

(立入)

第16条 乙（乙の委託を受けた者を含む。以下、本条において同じ。）及び乙が使用する者は、物件の搬入、保守又は管理等のため、甲の承諾を得て物件の設置場所に立ち入ることができる。この場合、立ち入る者は必ずその身分を証明する証票を着用しなければならない。

(物件の設置)

第17条 乙（乙の委託を受けた者を含む。以下、本条において同じ。）及び乙が使用する者は、保管場所に物件を搬入し、設置、調整及びこれに付随する作業等を行い、物件が完全に作動することを確認のうえ設置するものとする。なお、設置作業は賃貸借期間開始前に完了し、甲による検収を受け、了承を得なければならない。

2 乙は、前項の設置後に甲の職員が物件の操作対応及び故障対策に初期対応できるよう説明または教育するものとする。

(物件の返還)

第18条 乙は、賃貸借期間が終了したときは、甲の申し出があった場合を除き、ディスクのデータを消去したうえで物件を撤去回収するものとし、その費用を負担する。

2 甲は、契約の解除により機器を返還する場合は、機器を引渡し当時の原状に復さなければならない。

3 前項の場合において、機器の返還に要する費用は、乙の責任に帰すべき事由による場合を除き、甲が負担する。

(物品に使用する補給品)

第19条 甲は、物件に使用する補給品について、メーカーの定める規格に合致したものを使用するものとする。

(物件の取替、改造及び追加)

第20条 甲は、物件の取替または改造を希望するとき、及び物件に他の機器を追加する必要があるときは、予め乙の承諾を得るものとする。

2 前項の場合において、物件の初期不良、又は物件の瑕疵による場合に要する費用は乙の負担とし、甲に帰すべき事由による場合に要する費用は甲の負担とする。

3 前項以外の理由による場合に要する費用の負担については、甲乙協議してこれを定める。

(物件の使用管理)

第21条 甲は、物件の据付場所を予めメーカーが申し出た温度、湿度等良好な環境のもとに保持し、善良な管理者の注意をもって物件を使用管理しなければならない。

2 乙は、甲の故意又は重大な過失によって物件の機能が低下し、又は損傷したことによって被害を被った時は、甲と乙が同意して選出した第三者の損害に対する評価に基づき、甲に対してその賠償を請求することができる。

3 前項の場合、第7条において保険で補償される損害相当額に対しては、甲はその責任を免れるものとする。

4 甲は、物件を第三者の権利の目的物とすることはできない。

5 甲は、物件を第4条に定める場所から移転する場合は、予め乙の承諾を得るものとする。

(保守)

第22条 乙（乙の委託を受けた者を含む。以下、本条において同じ。）及び乙が使用する者は、物件を常に正常に運転するため、次の各号のとおり、保守対象物件の迅速な保守及び保守関係作業を行わなければならない。

(1) 物件を常に良好な状態に保ち、安定的かつ効率的に運用するために、保守を行うこと。

(2) ハードウェアの保守対象は、保守対象と指定する物件（プリンタートナー、バッテリー等の消耗品は除く。）とする。ソフトウェアの保守対象は、保守対象と指定するもの（メーカーが保守対象としていないものを除く。）とする。

(3) 保守の連絡先（窓口）は、2以下になるよう体制を整備すること。

(4) ハードウェア障害時の対応は、以下の日時について、原則2時間以内に対応できるよう機器に精通した保守要員の体制をとり、原則として12時間以内に復旧できるようにする。ただし、繁忙期（年間5日程度）については、休日対応を依頼することがある。

曜日 祝祭日を除く月曜日から金曜日（12月29日～1月3日を除く）

時間 8：30～21：00

(5) 汎用機については、遠隔監視を行い、通報事象（障害、予防保守契機等）発生時、保守窓口へ自動通報を行うこと。

(6) 予防保守のため、汎用機は1ヶ月、サーバは6ヶ月に1回以上の定期点検を行うこと。

(7) 保守点検拠点は奈良県内に有するものとし、保守交換用部品のうち緊急度、重要度の高いものについては、即時に配備できるようにすること。

(8) 預かり修理及び保守業者の持ち込み修理は認めない。

(9) ソフトウェア・プログラムプロダクトの保守については、Q&Aサポート、パッチ媒体及びパッチ情報提供を行うこと。

(10) 保守サポートとして、主に以下の対応をすること。

- ・汎用機のCPU使用率（半日単位）が90%を超過した日の有無の確認
- ・サーバディスク使用率の毎月の確認及び使用率90%超過時の対応
- ・汎用機及びサーバの稼働時間の設定変更等
- ・汎用機等又は汎用機等に近接する部分で発生したと推測される障害の原因特定及び保守対象の判定の支援
- ・本機器等と税務系ネットワークにおける障害への対応
- ・南都銀行及び地銀ネットワークサービスとの伝送における障害への対応及び伝送方法変更時の対応
- ・最新版カスタマーバーコードの提供（年1回）

(11) 保守の結果については、1ヶ月に1回文書にて報告すること。

2 保守点検に要する電力料は、甲の負担とする。

3 乙及び乙が使用する者は、甲の責に帰すべき事由により物件を修理又は調整する必要が生じたときは、速やかに使用できる状態に復帰させるのものとする。この場合に要した費用は、第20条第2項のとおりとする。

4 甲は、合理的に必要ながあると認められる場合、乙が行う保守点検業務の遂行に関する調査、監督及び指示を行うことができる。

（秘密保持及び個人情報の保護）

第23条 乙（乙の委託を受けた者を含む。以下、本条において同じ。）及び乙が使用する者は、この契約による事務に関して知りえた秘密を他に漏らしてはならない。また、これらの秘密を他の目的に利用してはならない。

2 乙及び乙が使用する者は、個人情報の取扱いについて、別記「個人情報取扱特記事項」を順守しなければならない。

3 前項の義務は、本契約が終了または解除された後においても同様とする。

（契約内容の変更）

第24条 甲及び乙は、必要があると認める場合は、協議のうえ、この契約の内容を変更することができる。

（事情変更による契約金額の変更）

第25条 契約締結後において、経済情勢の激変等により、契約金額が著しく不相当と合理的に認められる場合は、その事情に応じ甲及び乙は、協議のうえ、契約金額を更改することができる。

(管轄裁判所)

第26条 本契約に関する訴訟については、奈良地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(協議)

第27条 この契約書について疑義が生じた場合又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議のうえ、これを定める。

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないように、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(特定個人情報等の持ち出しの禁止)

第5 乙は、この契約による事務に関して知り得た特定個人情報等を事業所内から持ち出してはならない。

(漏えい、滅失及びき損の防止)

第6 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(従事者の監督及び教育)

第7 乙は、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるように、従事者に対して必要かつ適切な監督を行うとともに、関係法令、内部規程等についての教育を行わなければならない。

2 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第8 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託における条件)

第9 乙は、甲の許諾を得た場合に限り、この契約による事務の全部又は一部を第三者に再委託をすることができる。

(資料等の返還等)

第10 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の完了後、直ちに、甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

(特定個人情報等を取り扱う従業者の明確化)

第11 乙は、その従業者に特定個人情報等を取り扱わせるに当たっては、必要最小限の従業者に限るとともに、特定個人情報等を取り扱う従業者及びその取り扱う特定個人情報の範囲を明確にするものとする。

(取扱状況等についての指示等)

第12 甲は、必要があると認めるときは、随時、個人情報の取扱状況及びこの契約の遵守状況について、乙に対して、必要な指示を行い、若しくは報告若しくは資料の提出を求め、又は実地の調査をすることができる。この場合において、乙は、拒んではならない。

(事故発生時における報告)

第 13 乙は、個人情報等の漏えい等その他のこの契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに、甲に報告し、必要な調査、再発防止のための措置等について甲の指示に従うものとする。

(損害賠償等)

第 14 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による事務の処理に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えたときも、また同様とする。

2 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めるときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。